

2021年11月15日
一般社団法人日本神経学会
理事選挙管理委員会

一般社団法人日本神経学会理事選挙について（公示）

一般社団法人日本神経学会は、一般社団法人日本神経学会定款（2020年8月31日改正）、一般社団法人日本神経学会役員選出細則（2021年5月19日改正、以下「細則」といいます。）および一般社団法人日本神経学会理事選挙に関する要項（2021年9月12日改正、以下「要項」といいます。）の規定に基づき、2022年5月定例社員総会終結後から2024年5月定例社員総会終結まで（2年）を任期とする理事を選出するため、選挙を実施しますのでお知らせします。

投票数は5名以内です。また、前々回（2018年）1期目の当選をした理事から連続して在任できる任期が4期8年になりましたが、それ以前の選挙（2016年）で当選した現職理事が連続して在任できる任期は3期6年です。2022年社員総会終結をもって連続して3期6年を迎える現職理事は今回立候補することはできませんのでご注意ください。

細則および要項は、ホームページ「学会概要」の「定款・規則」のページに掲載してありますのでご確認ください。

理事選挙は、全国を1選挙区として実施します。理事に選出されるためには、現職理事も含めて立候補することが必要です（3期6年を迎える理事は立候補できません）。立候補する者は、下記に記載の要領で手続きを行ってください。

記

1 選出定数

今回選出される理事定数は、22名です。

2 立候補について

(1) 被選挙人（立候補）資格は、次のとおりです。

- ① 2021年10月31日現在で会費を完納している日本神経学会の現職代議員であること。
- ② 2022年5月末日において年齢が65歳未満であること。

(2) 立候補手続き

① 理事選挙立候補届出書の提出

- ・ 理事選挙立候補届出書は、要項第4条第1項で定めている書式によります（別紙書式1）。
- ・ 日本神経学会理事選挙管理委員会あて、日本神経学会事務局に必ず書留、簡易書留、またはレターパックで提出してください。

提出先は、次のとおりです。

〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-21 一丸ビル
日本神経学会事務局

なお、別紙書式1は、学会ホームページ（会員専用ページ）掲載の様式をご利用ください。（トップページ「理事選挙に関するお知らせ」バナーよりアクセスできます）

②推薦書の提出

- ・ 理事選挙の立候補には、現職代議員 3 名の推薦が必要です（細則第 9 条第 2 項）。
- ・ 推薦書の書式は、要項第 4 条第 1 項で定めています（別紙書式 2）。推薦書は、立候補する者が理事選挙立候補届出書に添付して提出してください。

なお、別紙書式 2 は、学会ホームページ（会員専用ページ）掲載の様式をご利用ください。
（トップページ「理事選挙に関するお知らせ」バナーよりアクセスできます）

③留意事項

提出された理事選挙立候補届出書は、記載事項不備等の理由で無効となる場合があります。具体的には、要項第 6 条に規定されていますので、ご確認ください。

- (3) 理事選挙立候補届出書提出締め切り
2021 年 12 月 16 日（木）（消印有効）

(4) 立候補の取り下げ

立候補した代議員が立候補届出書を取り下げようとする場合は、別紙書式 3 により、前記 (3) に記載されている理事選挙立候補届出書提出締め切り日（2021 年 12 月 16 日）までに理事選挙管理委員会に届け出る必要があります（消印有効）。期日を過ぎた立候補の取り下げは認められません。

なお、別紙書式 3 は、学会ホームページ（会員専用ページ）掲載の様式をご利用ください。
（トップページ「理事選挙に関するお知らせ」バナーよりアクセスできます）

(5) 立候補届出書および立候補取下げ書の受理通知

理事選挙管理委員会は、理事選挙立候補届出書または理事選挙立候補取下げ書を受理したときは、受理した旨を文書で通知（郵送）します。届出書を提出された代議員は、受理した旨の通知が来ない場合、理事選挙管理委員会（日本神経学会事務局）にお問い合わせください。

(6) 立候補届出書提出後の所属支部変更について

立候補届出書を提出した後、勤務先の異動などによって所属支部が変更になった場合は、別紙書式 4 により速やかに選挙管理委員会に届け出してください。2022 年 2 月 21 日（月）までに学会事務局に到達した場合、所属支部の変更が認められます。

なお、別紙書式 4 は、学会ホームページ（会員専用ページ）掲載の様式をご利用ください。
（トップページ「理事選挙に関するお知らせ」バナーよりアクセスできます）

3 候補者名簿の公示

候補者名簿の公示については、次の事項が記載されます（細則第 10 条及び要項第 8 条）。

- (1) 候補者の氏名、所属支部、年齢、性別、勤務先（勤務先がない場合は住所）、抱負
- (2) 推薦者の氏名、勤務先名及び推薦理由

なお、候補者名簿は立候補届出書の発送日（引受郵便局の引受日時）順で掲載されます。

4 選挙権者

理事選挙において投票できる者は、2021 年 10 月 31 日現在で会費を完納している現職代議員のみです。

5 投票の方法

電子投票システムにより行います。電子投票システムには、学会ホームページからアクセスすることができます（2022 年 2 月 25 日（金）から投票可能）。なお、電子投票システムの使用方法等については、別途お知らせします。

投票は全国を 1 選挙区として行われます。7 つの支部の全候補者を対象に 5 名以内を投票してください。

